

(貸付金の利率、償還期間等)

第四条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)、貸付けの基準となる事項等については、知事が別に定める。

(担保及び連帯保証人)

第五条 第一条第一項の規定により貸付金の貸付けを受けようとする者は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。ただし、貸付金の額が五百万円以上のときは、担保を提供し、かつ、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の規定により連帯保証人を立てる場合の当該連帯保証人の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、貸付金の貸付けを受けようとする者が法人である場合の連帯保証人の数は、知事が別に定める。

一 貸付金の額が五十万円未満の場合 一人以上

二 貸付金の額が五十万円以上の場合 二人以上

3 前二項に定めるもののほか、担保及び連帯保証人に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(借受資格の認定)

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置(法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置をいう。以下同じ。)に関する計画を作成し、これを山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(第一号様式)に添え、知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 林業・木材産業改善措置の目標

二 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

三 林業・木材産業改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(貸付けの申請)

第七条 第一条第一項の規定により貸付金の貸付けを受けようとする者は、山梨県林業・木材産業改善資金貸付申請書(第二号様式)に知事が別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第八条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、及び第六条第一項に規定する借受資格の認定がなされていることを確認して、貸付けの可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(借用証書)

第九条 前条の規定により貸付けの決定を受けた者は、借用証書を知事に提出しなけれ

ばならない。

(事業実施報告書)

第十条 第一条第一項の規定により貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、速やかに当該貸付けに係る事業に着手し、当該事業が完了した日から三十日以内に山梨県林業・木材産業改善資金借受事業実施報告書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(期限前償還)

第十一条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の規定にかかわらず、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、支払期日を指定して期限前の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払猶予の申請)

第十二条 知事は、借受者が災害又は政令第六条で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還をすることが著しく困難であると認めるときは、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定による償還金の支払の猶予(以下「支払猶予」という。)を受けようとする者は、山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(第四号様式)に知事の指定する証明書を添え、支払期日の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十三条 知事は、前条第二項の山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出を受けたときは、これを審査して、支払猶予の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(違約金)

第十四条 借受者は、正当な理由がなく支払期日までに償還すべき額を償還しなかったときは、償還すべき額につき年十二・二五パーセントの割合で支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した違約金を支払しなければならない。

(事務の委託)

第十五条 知事は、第一条第一項の規定による貸付金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を山梨県森林組合連合会及び山梨県木材協同組合連合会に委託することができる。

2 山梨県森林組合連合会は、前項の規定により委託された事務の一部を知事が別に定める要件を備える森林組合に委託することができる。

(報告の徴収及び検査)

第十六条 知事は、必要があると認めるときは、借受者若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により事務を委託された者から報告を求め、又はその職員に貸付金若しくは委託した事務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、融資機関から報告を求め、又はその職員に貸付に係る業務の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(準用)

第十七条 第七条、第九条及び第十条の規定は、融資機関が行う第一条第二項の貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「融資機関」と読み替えるものとする。

2 第八条及び第十一条から第十三条までの規定は、融資機関について準用する。この場合において、第八条中「速やかにその内容を審査し、及び第六条第一項に規定する借受資格の認定がなされていることを確認して、貸付けの適否を決定し」とあるのは、「貸付けの適否を決定し」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第十八条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に貸付けたこの規則による改正前の山梨県林業改善資金貸付規則第一条の林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金については、なお従前の例による。

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏 名

印

{ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

山梨県林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により貸付資格の認定を受けたいので申請します。

注 林業・木材産業改善措置に関する計画書を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

山梨県林業・木材産業改善資金貸付申請書

山梨県林業・木材産業改善資金貸付規則第1条第1項の規定による貸付けを受けたいので、同規則第7条の規定により申請します。

注 知事が別に定める書類を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

山梨県林業・木材産業改善資金借受事業実施報告書

年 月 日付けで貸付けを受けた山梨県林業・木材産業改善資金については、次のとおり事業を実施したので報告します。

1 借受けの状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日	千円

2 事業の実施状況

事業着工 年月日	年 月 日	事業完了 年月日	年 月 日
事業実績			
内 容	数 量	単 価	支払金額
		円	円

注 貸付けの対象となる機械の名称及び型式、施設の名称及び規格、資材の名称、数量、単価等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業改善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
計 画	円	円	円	円
実 績				

第4号様式 (第12条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

借受者 住 所
氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

(連帯保証人) 住 所
氏 名 印

山梨県林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付けで貸付けを受けた山梨県林業・木材産業改善資金について、
次のとおり支払猶予を申請します。

1 貸付けを受けた資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	償還済額	借受残高
年 月 日		円	円	円

2 支払猶予の申請の理由

注 被災等支払猶予の申請の理由を証明する書類を添付すること。

3 償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

4 支払猶予後の借受残高の償還方法

告 示

山梨県告示第四百九十八号

山梨県林業改善資金貸付基準（昭和五十一年山梨県告示第六百八十七号の二）は、廃止する。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

中巨摩郡敷島町下芦沢字立岡山二五一、上福沢字要トロ一〇一九から一〇二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大字角打字荒田山一九八一の二、一九八一の三、角打字荒田山一九八一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒田山一九八一の二、一九八一の三、字荒田山一九八一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	一宮山梨線	山梨市大字上岩下字二枚地一一番の二地先から山梨市大字落合字堀之内三九一番の一地先まで	二四五・〇	平成十五年十月九日

公 告

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

インターネット関連機器 一式

2 借入物品等の仕様等

3 借入期間

平成十六年三月一日から平成十九年二月二十八日まで

4 借入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 山梨県行政情報ネットワークと同等以上のネットワークにおいて、ファイアウォール及びその他インターネット接続関連機器（インターネットと内部のネットワークとの接続に関する機器）の導入実績があること。

3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

4 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。

5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

情報政策課行政情報管理担当 電話〇五五 二二三 一四一六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年十月二十日までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎

日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十五年十月二十一日までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年十一月十九日午後二時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十五年十一月十八日午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

らない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要
要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Machines for Internet System 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM November 19,2003

3 Bureau in charge

Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan

TEL 055-223-1416

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年二月九日まで縦覧に供する。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫	住所	大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号キャスルヤマトビル
--------	------------------------	----	----------------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 クレッセ甲府東

(二) 所在地 甲府市和戸町字奈良原八百十四番一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
--------	----

株式会社アマノ 代表取締役 野清春	天 中巨摩郡竜王町富竹新田千四百番地
-------------------	--------------------

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年五月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百九十三・六二平方メートル

三 届出年月日

平成十五年九月十九日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年二月九日まで縦覧に供する。

平成十五年十月九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社岡島 代表取締役 谷口 俊郎	住所	甲府市丸の内一丁目二十一番十五号
--------	--------------------	----	------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 岡島百貨店

(二) 所在地 甲府市丸の内一丁目五百十五番

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前八時三十分
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後七時（年間百五十六）	午後九時三十分

株式会社オリンピア 代表取	回胴式遊技機 五)	メザセド	株式会社	三四〇六一七
株式会社オリンピア 代表取 取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	オウゴン シンG	株式会社 オリンピ ア	三四〇六一六
株式会社バルテック 代表取 取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区本庄東一丁 目一番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダブルポ ンパー	株式会社 バルテッ ク	三四〇五八五
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R E コレク ションM	マルホン 工業株式 会社	三〇〇六九〇
マルホン工業株式会社 代表 取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一二七番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R E コレク ションH X	マルホン 工業株式 会社	三〇〇七〇〇

取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	規則第六条第 二号(別表第 五)	キドキシ	オリンピ
----------------------------------	------------------------	------	------

その他

● 落札者等の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十
 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの
 である。
 平成十五年十月九日

山梨県立中央病院管理局長 中 村 紘 昭

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量
 セレザイム注二〇〇単位 四百六十八バイアル(予定数量)
- 二 契約に係る事務を担当する部署の名称及び所在地
 山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
 平成十五年十月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社スズケン甲府支店 山梨県中巨摩郡田富町流通団地三丁目七番二号
- 五 随意契約に係る契約金額
 一バイアルあたり 十五万五千九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令
 第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年九月二十九日山梨県規則第八十二号(山梨県県税条例施行規則の一部を

改正する規則)

六二〇	上	十三及び十六	14 国外公禁投資信託 等の収益の分配 15 特定投資法人の投 資口の配当等	14 国外公禁投資信託 等の収益の分配 15 特定投資法人の投 資口の配当等
同	同	十五及び十八		

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番